

# 第8期高松市高齢者保健福祉計画の策定について

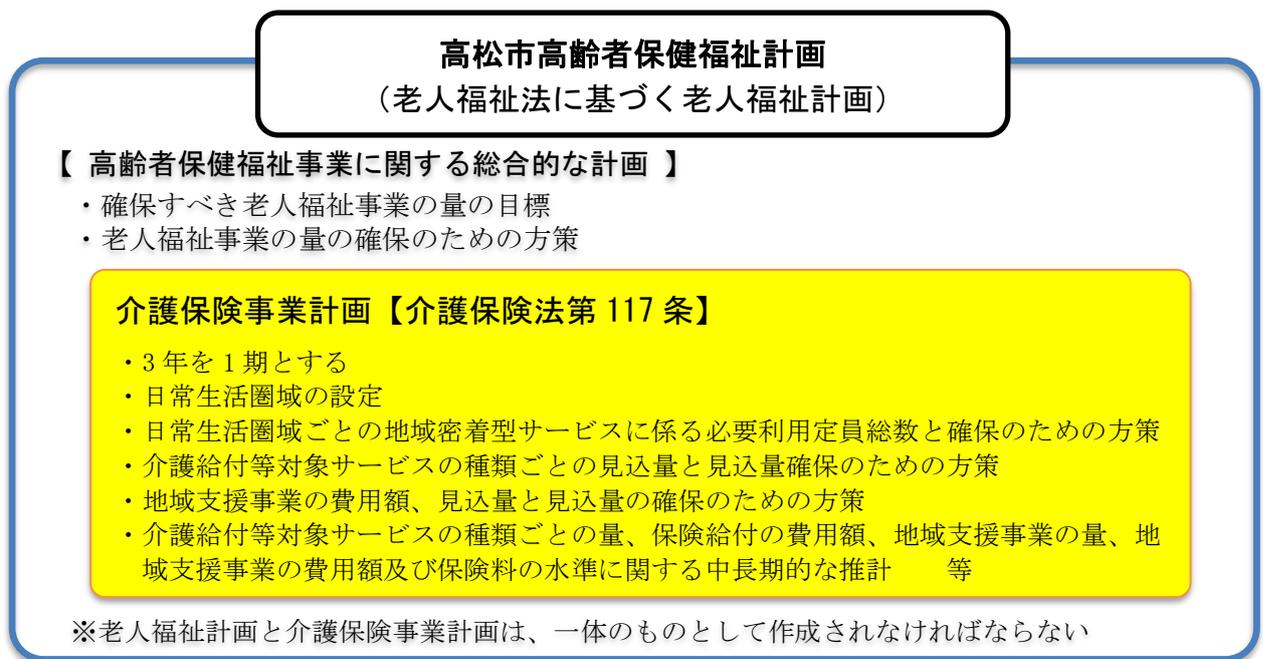
## 1 趣旨

本市では、高齢者の保健福祉サービスの体系的な推進、介護保険の円滑な実施のため、「第7期高松市高齢者保健福祉計画」を策定し、同計画に基づいて、高齢者の保健福祉等の充実に取り組んでいる。

この計画の計画期間が、令和2年度末をもって満了することから、国の動向や本市の高齢者の現状・課題などを見極めながら、令和3年度から始まる「第8期高松市高齢者保健福祉計画」を策定する。

## 2 計画の位置付け

老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画  
 介護保険法第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画  
 上記2つの計画を合わせて「高松市高齢者保健福祉計画」として一体的に策定する。



## 3 計画期間

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間

## 4 計画策定の進め方

